

# 「指定短期入所生活介護兼介護予防短期入所生活介護」むつみ荘

## 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(新潟県・指定1570500114号)

当事業所はご契約者又は利用者に対して指定短期入所生活介護（介護予防を含む）サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### 目 次 ◆◇

1. 事業者	1
2. ご利用施設	1
3. 居室等の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6. サービス利用に当たっての留意事項	8
7. 緊急時の対応	8
8. 非常災害対策	8
9. 事故発生時の対応	8
10. 感染症及び食中毒の対応	8
11. 虐待防止の対応	9
12. ハラスメントの対応	9
13. 個人情報の取り扱い	9
14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況	9
15. 苦情受付について	10

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 柏崎刈羽福祉事業協会  
(2) 法人所在地 新潟県柏崎市大字畔屋194番地1  
(3) 電話番号 0257(24)4100 FAX0257(24)4102  
(4) 代表者氏名 理事長 政金 克芳  
(5) 設立年月日 昭和34年7月16日

## 2. ご利用施設の概要

- (1) 施設の名称 特別養護老人ホーム 「むつみ荘」短期入所生活介護事業所  
(2) 施設の種類 指定短期入所生活介護事業所(兼指定介護予防短期入所生活介護事業所)  
平成11年12月15日 指定・新潟県1570500114号  
※当事業所は特別養護老人ホームむつみ荘に併設されています。

- (3) 開設年月日 平成2年7月1日

- (4) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月曜～日曜 8時30分～17時30分

- (5) 利用定員 ユニット型個室 20人 ユニットごとの利用定員 10人  
ユニット数 2ユニット

- (6) 併設事業

当施設では、次の事業を併設しています。

[介護老人福祉施設] 定員115名  
平成11年12月15日 指定・新潟県1570500122号

[通所介護事業] (兼総合事業(介護予防通所介護相当サービス))  
定員20名  
平成11年12月15日 指定・新潟県1570500072号

[居宅介護支援事業所] (兼介護予防支援事業)  
平成11年12月15日 指定・新潟県2570500056号

- (7) 施設の所在地 新潟県柏崎市大字畔屋392番地1

- (8) 電話番号 0257(21)1300(代) FAX(21)1801

- (9) 施設長 (管理者)氏名: 松井 裕

- (10) 建物の構造 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

- (11) 建物の延べ床面積 合計 5,093.47㎡ (敷地面積 11,498.16㎡)  
1階 3,900.53㎡  
2階 1,192.94㎡

- (12) 短期入所生活介護床面積(1階)

合計	963.85㎡
ユニット	572.62㎡
居室	270.96㎡
共同生活室	234.58㎡
ユニットのその他のスペース	67.08㎡
その他のスペース	391.23㎡

### (13) 事業所の周辺環境

眼前に米山を見、眼下に広がる田畑を見渡し、工場や交通の騒音もなく日当たりの良い静かな環境に恵まれています。春には、桜の花に始まり、芽吹き of 柔らかな緑が目眩しく、秋には、周囲の山々の紅葉が艶やかに映え、まるで目を奪うかのように自然の姿そのままの環境の中にあります。

### (14) 事業所の目的

指定短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。

この施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることが困難な方がご利用できます。

### (15) 当事業所の運営方針

事業所は、居宅介護支援事業者と連携し契約者又は利用者の処遇に関する計画又は短期入所生活介護計画に基づき、可能な限り居宅における生活の延長を念頭において、入浴、食事、排泄等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、契約者又は利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとします。

施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇又は指定短期入所生活介護サービスを行うように努めるものとします。

施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者又は居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者並びに他の介護保険施設その他保険医療サービス又は福祉サービスを行う者との密接な連携に努めるものとします。

## 3. 居室等の概要

### (1) 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（洗面設備含む）	20室	2ユニット、ユニットごとの居室10室
共同生活室	2室	2ユニット、ユニットごとの共同生活室1室
便所	6ヶ所	2ユニット、ユニットごとの便所3ヶ所
浴室	3室	一般浴室、中間浴室、機械浴室
脱衣室	1室	
談話コーナー	1ヶ所	

医薬品室	1室	(医務室は併設の特別養護老人ホームに設置)
------	----	-----------------------

※上記は、新潟県条例が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に設置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者又は利用者に居室の滞在費以外、特別にご負担いただく費用はありません。

#### ☆居室の変更

ご契約者又は利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設での可否を決定します。また、ご契約者又は利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者又は利用者やご家族に連絡するものとします。

## 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者又は利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職 務 内 容 等	配置基準	配置状況
1. 事業所管理者（兼務）		1人	1人
2. 生活相談員（兼務）	ご契約者又は利用者の日常生活上の相談に応じ・助言等を行います。	1人	3人
3. ユニットリーダー（兼務）		1人	1人
4. 介護職員（内パート）	ご契約者又は利用者の日常生活上の介護及び健康保持のための相談・助言を行います。（兼務） 3人の利用者に対して1人の介護職員を配置しています。	7人	8人
4. 看護職員（兼務）	主にご契約者又は利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助も行います。	1人	2人
5. 機能訓練指導員	ご契約者又は利用者の機能訓練を担当します。	1人	2人
6. 介護支援専門員（兼務）	ご契約者又は利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。	1人	3人
7. 医 師（嘱託医）	ご契約者又は利用者に対して健康管理や療養上の指導を行います。	1人	2人
8. 管理栄養士（兼務）	ご契約者又は利用者に対して栄養管理及び食事上の指導を行います。	1人	1人

《主な職種の勤務体制》

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師 (内 科) (心身医療科)	毎週金曜日 9:30～12:00 第二・四水曜日 9:30～11:00
2. 介 護 職 員	早 番 7:30～16:30 普 通 番 8:00～17:00 遅 番 9:00～18:00 " 13:00～22:00 準 夜 勤 15:00～24:00 深 夜 勤 0:00～ 9:00
3. 看 護 職 員	早 番 7:30～16:30 普 通 番 8:30～17:30 遅 番 9:00～18:00
4. その他の職員	普 通 番 8:30～17:30

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者又は利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用賞金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条、第8条及び三者契約書第4条、第9条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分が (通常9割) が介護保険から給付されます。

#### 〈サービスの概要〉 (契約書第4条及び三者契約書第4条参照)

##### ①食事介助

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者又は利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者又は利用者の自立支援のため離床して共同生活室 (食堂) にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

- ・朝食 8:00～8:30 ・昼食 11:45～12:30 ・夕食 18:00～18:30

##### ②入浴介助

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ③排泄介助

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者又は利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

##### ④機能訓練

- ・機能訓練指導員及び看護職員により、ご契約者又は利用者の心身等の状況に応じて、日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練又はその減退を防止するための訓練を

実施します。(原則として、土・日・祝日は除きます。)

### ⑤健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。

### ⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

## 〈サービス利用料金（1日当たり）〉（契約書第4条及び三者契約書第4条参照）

- ・ご契約者又は利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、ご利用者又はご契約者からお支払いいただく「利用者負担額」は「介護負担割合証」に記載の通りとなります。(サービス利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

利用者の要介護度別費用基準額（1日当たり）

#### 【併設ユニット型】

(単位：円)

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担額	
		(=基本利用料の1割)	(=基本利用料の2割)
要支援1	5,290	529	1,058
要支援2	6,560	656	1,312
要介護1	7,040	704	1,408
要介護2	7,720	772	1,544
要介護3	8,470	847	1,694
要介護4	9,180	918	1,836
要介護5	9,870	987	1,974

(注1) 上記の基本料金は、厚生労働大臣が告示で定める額であり、これが改定された場合は、これらの基本料金も自動的に改定されます。なお、その場合には、事前に新しい基本料金表を書面でお知らせします。

※利用者負担額の軽減制度などの対象である場合はその認定の内容に基づいた負担額となります。

#### ◎高額介護サービス費

利用者負担（1割から3割）の合計金額が一定の上限額を超えた場合、超えた分が申請により払い戻しされる仕組み。

※いずれの場合も柏崎市への申請が必要となります。柏崎市（介護高齢課）にご相談ください。

〈加算〉別表〈加算一覧から該当項目を明記〉

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者又は利用者の負担額を変更します。

☆ご契約者又は利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者又は利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆短期入所法定分以外の利用について

既に法定分等を使い切ったにもかかわらず介護者の病気、事故による入院等を理由に更に短期入所の利用が必要な場合についてご相談ください。

☆その他

認定の有効期限が6月の場合、短期入所サービスの利用日数が要介護認定等の有効期間全体の概ね半数を超えないよう、連続30日までが限度となります。ただし、介護者が病気、事故による入院等で上記日数以上の必要があり、施設に受け入れる余裕がある時に限り自費利用が可能ですのでご相談ください。

## (2) 介護保険の給付の対象とならないサービス (契約書第5条、第8条及び三者契約書第5条、第9条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### 〈サービスの概要と利用料金〉

①**居住費 (滞在費)** ユニット型個室 2,097円 (1日当たり)

負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担額といたします。

②**食費** 1,541円 (1日当たり)

(朝食299円 昼食682円 夕食560円)

負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担額といたします。

○特別な食事 (お酒を含みます。利用料金は実費)

ご契約者又は利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

◎特定入所者介護サービス

負担限度額を設け、施設には平均的な費用 (基準費用額) と負担限度額との差額を保険給付で補う仕組み (軽減制度)

### ③理美容

[理容サービス]

月に1回、理容師の出張によるサービス (調髪、顔剃) をご利用いただけます。

利用料金：1回当たり 実費

[美容サービス]

月に1回、美容師の出張によるサービス (パーマ、カット) をご利用いただけます。

利用料金：1回当たり 実費

### ④レクリエーション、クラブ活動

ご契約者又は利用者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。特に日課としては定めず趣向を凝らします。

利用料金：材料代等の実費

(クラブ活動における材料等、本人に帰属の場合は実費を頂きます)

### ⑤持ち込み使用料

・テレビ使用料：1日10円 ・電気毛布 (行火) 使用料：1日20円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

### ⑥複写物の交付

ご契約者及び利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を

必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金：1枚につき 10円

### ⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者又は利用者の日常生活に要する費用でご契約者又は利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

◇おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

### ⑦ご契約者又はご利用者の移送にかかる費用

ご契約者又は利用者の嘱託医院や協力医療機関への（定期診察を除く）通院や入院の移送を行います。この場合、費用の負担はありません。

※ご契約者又はご利用者の希望による嘱託医院や協力医療機関以外への通院や入院時の移送につきましては、ご家族による送迎を原則といたします。

## (3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第8条及び三者契約第9条参照)

利用料金・費用は、1月ごとに計算し、請求しますので、翌々月4日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。(1月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日の日数に基づいて計算した金額とします)

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし (リコーリース集金代行サービス) ご利用できる金融機関：ゆうちょ銀行を含むすべての金融機関 (翌々月4日振替)
イ. 下記指定口座への振り込み 第四銀行柏崎南支店 普通預金・口座番号1065288
ウ. 窓口での現金支払い (土曜日、日曜日、祝日を除く)

## (4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第9条及び三者契約書第10条参照)

○利用予定期間の前に、ご契約者又は利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご契約者又は利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合：	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	自己負担相当額 (当日の利用料金の10% + 居住費 (滞在費) + 食費 (1,541円))

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、ご契約者又は利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者又は利用者へ提示して協議します。

○ご契約者又は利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

## (5) 通常の送迎の実施地域

○通常の送迎を実施する地域は、柏崎市・刈羽村の区域とします。



但し、通常の送迎実施地域にない場合については、送迎に係る費用のうち、通常の送迎に係る費用を超える部分については、ご契約者又はご利用者の負担とします。

## 6. サービス利用に当たっての留意事項 (契約書第7条、第11条、第13条及び三者契約書第8条、第12条、第14条参照)

利用者は、事業の提供を受ける（以下「サービスの利用」という。）に当たり、次の事項に留意するものとします。

- (1) 担当職員の指示に従うよう努めます。
- (2) 前号の指示に従わないなど、事務所の秩序を乱した場合はサービスの利用を断ることがあります。
- (3) 事業所指定の物品について持参願います。
- (4) 利用日の朝の体温を計測し、その結果をサービスの利用に先立って担当職員に報告します。
- (5) サービスの利用に先立って行う健康チェックの結果により、事業の提供を見合わせる場合があります。
- (6) 持参する物品については、紛失しないよう氏名を記載するなど注意します。

## 7. 緊急時の対応 (契約書第7条、第11条及び三者契約書第8条、第12条参照)

事業者は、現に事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。また、必要な措置が講じたときは、速やかに管理者に報告します。

## 8. 非常災害対策 (契約書第7条、第11条及び三者契約書第8条、第12条参照)

事業者は、自然災害、火災、その他の非常災害に関する具体的方法を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとします。また、避難、救出その他必要な訓練は、少なくとも年2回以上実施します。

## 9. 事故発生時の対応 (契約書第7条、第11条、第15条、第16条及び第8条、第12条、第16条、第17条参照)

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合又は再発を防止するための必要な措置を講じます。また、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族及び市町村等に事故の発生の連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- ①事業者は、利用者の生活全般を管理していることから、利用中の事故について家族に対し誠意を以て管理上の謝罪及び事故発生状況と経過説明をいたします。
- ②事業者は、事故が発生した場合はその原因を究明し、再発を防ぐための方策を講じます。
- ③事業者は、利用者に対するサービスの提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合等、賠償すべき事態において速やかに損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

## 10. 感染症及び食中毒の対応 (契約書第7条、第11条及び第8条、第12条参照)

事業者は、施設内において感染症又は食中毒の発生が疑われる際に速やかな対応を行うとともに感染症及び食中毒の予防又は蔓延のための必要な措置を講じます。

- ①事業者は、感染症又は食中毒が疑われる際に速やかな対応を行うための体制を整備し、地域の医療機関を連携、有症者の状況及び有症者等に講じた措置の記録、必要に応じて市町村及び保健所の指示を求める等により、蔓延防止に努めます。
- ②事業者は、感染症又は食中毒の発生が疑われる場合は、その原因を究明し再発を防止する方策を講じます。

#### 11. 虐待防止の対応 (契約書第7条、第11条、第21条及び三者契約書第8条、第12条、第22条参照)

施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修を実施します。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情対応体制の整備をします。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

施設は、サービス提供中に当該施設職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

#### 12. ハラスメントの対応 (契約書第7条、第11条、第21条及び三者契約書第8条、第12条、第22条参照)

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は施設として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該職員、ご利用者及びその家族等が対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、ハラスメントの防止に関する指針を基に速やかに対応し、再発防止会議において、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的な話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

#### 13. 個人情報の取り扱い (契約書第12条及び三者契約書第13条参照)

個人情報の取り扱いについては、個人情報保護規定に基づき別紙利用目的概要書に掲げる目的に利用し、その取扱いについては細心の注意を払います。

#### 14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実 施 状 況	有	無
---------	---	---

## 15. 苦情の受付について (契約書第 24 条及び三者契約書第 25 条参照)

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

[苦情受付担当者] むつみ荘・次 長 (吉川真由美)

[苦情解決責任者] むつみ荘・施設長 (松井 裕)

○受付時間 毎週月曜日～金曜日・9:00～17:00

○電話番号 0257(21)1300

FAX番号 0257(21)1801

○苦情受付ボックスを1階「事務室」に設置しています。

### (2) 行政機関その他苦情の受付

当事業所並びに法人施設における苦情やご相談は以下の第三者委員も受け付けています。

○苦情受付

[法人第三者委員]

宮 田 知津子 (宮田知津子司法書士事務所) 24-5522

砂 塚 一 美 (保健師) 27-3159

小野塚 正 之 (法人監事) 24-0469

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

### (3) 行政機関その他の受付機関

柏崎市福祉保健部介護高齢課	所在地：〒945-8511 柏崎市日石町2番1号 電話番号：0257-21-2228 FAX:0257-21-4700 受付時間：午前8時30分～午後5時
新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室	所在地：〒950-8560 新潟市中央区新光町4番1号 電話番号：025-285-3022 FAX:025-285-3350 受付時間：午前9時～午後5時
新潟県社会福祉協議会	所在地：〒950-8575 新潟市中央区上所2丁目2番2号 (新潟ユニゾンプラザ内) 電話番号：025-281-5520 FAX:025-281-5528 受付時間：午前9時～午後4時

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護（介護予防を含む）サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

「指定短期入所生活介護事業所」特別養護老人ホームむつみ荘

説明者 職名  
氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護（介護予防を含む）サービスの提供開始に同意しました。

契約者又は利用者  
住所  
氏名 印

※この重要事項説明書は、新潟県条例第65号（平成24年12月28日）第153条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

附 則

この重要事項説明書は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成20年8月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日より適用する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日より適用する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日より適用する。

附 則

この改正は、平成25年8月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成25年11月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成27年11月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成30年7月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和3年6月24日から適用する。

附 則

この改正は、令和5年11月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から適用する。